

P-2nd

令和2年9月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ネ)第963号慰謝料請求控訴事件

(原審・前橋地方裁判所平成31年(ワ)第119号)

口頭弁論終結日 令和2年7月28日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1

控訴人 今井 豊

前橋市大手町1丁目1番1号

被控訴人 群馬 県

同代表者知事 山本 一太

同訴訟代理人弁護士 長谷川 亮輔

同指定代理人 山口 貴史

同 渡邊 大規

同 森下 信綱

同 筑井 智史

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、控訴人が公衆浴場で入浴中、自己が使用していた椅子を横取りされ、これが侮辱又は脅迫に当たるとして被害を訴えたにもかかわらず、群馬県警察に所属する警察官らが、これを根拠なく無視し

て加害者を摘発せず、加害者の身元の開示にも応じなかつたことは違法であり、これにより、精神的被害を受けた旨を主張し、国家賠償法1条1項等に基づき、慰謝料合計1億3500万円の一部として合計10万円の支払を求めた事案である。

- 2 原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が控訴した。
- 3 当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要等」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決5頁22行目及び同9頁25行目の各「湯水栓」をそれぞれ「控訴人の使用していた湯水栓」に改める。
 - (2) 原判決12頁16行目の「、仮に」から同17行目の「あったとしても」までを削除する。
- 2 以上によれば、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官

白石史子

裁判官

見沢正

卷之二

卷之二

これは正本である。

令和 2 年 9 月 10 日

東京高等裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 久 次 孝

